

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務基礎項目評価書【令和4年5月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市川三郷町は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

市川三郷町長

## 公表日

令和6年3月26日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	令和2年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和2年5月1日付府子本第575号通知)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号通知)に基づき、子育て世帯に対し臨時特別給付金を支給する。特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。・支給要件に必要な、収入・所得などの情報の照会 対象者の収入・所得等の確認のため、行政手続きにおける特定の個人を別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第二に基づき個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一 第100項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条公的付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】なし 【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二 第121項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	いきいき健康課
②所属長の役職名	いきいき健康課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 庶務係 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1102
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	いきいき健康課子育て支援係 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
-----	--------------------------------------

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

